

## 静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金（再エネ設備導入支援）交付要綱

### 第1 趣旨

知事は、中小企業等における再エネ設備等の導入を促進することにより、本県の温室効果ガスの排出削減を図るため、静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業（再エネ設備導入支援）を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) この要綱において「温室効果ガス」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) この要綱において「静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業（再エネ設備導入支援）」とは、中小企業等が再エネ設備等を県内の事業所に設置する事業をいう。
- (3) この要綱において「再エネ設備等」とは、自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池設備をいう。
- (4) この要綱において「省エネ指導等」とは、別に定める指定機関の省エネ支援員が中小企業等に対して実施する、導入予定設備に係る確認指導及び温室効果ガス排出削減計画書の改善指導をいう。
- (5) この要綱において「自家消費型太陽光発電設備」とは、県内の事業所に設置する太陽光発電設備であって、発電した電力を当該事業所で使用する設備をいう。
- (6) この要綱において「蓄電池設備」とは、県内の事業所に設置する、太陽光発電設備で発電した電力を蓄電する設備をいう。
- (7) この要綱において「中小企業等」とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する者であって、県内に事業所を有するものをいう。
  - ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第5号までに規定する会社及び個人事業主
  - イ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
  - ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人
  - エ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人
  - オ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
  - カ 農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等
  - キ 中小企業等協同組合、商店街振興組合、消費生活協同組合などの協同組合等
  - ク 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する法人格が付与された特定非営利活動法人

### 第3 補助の対象及び補助率（額）

- (1) 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。
- (2) 補助の対象の特例  
交付の決定の前に着手したものについては、補助の対象とすべき特別な理由があると知事が認めた場合に限り、補助の対象とするものとする。

### 第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 交付申請書（様式第1号）
  - イ 事業計画書（様式第2号）
  - ウ 収支予算書（様式第3号）
  - エ 資金状況調（様式第4号）
- (2) 提出期限

別に定める日まで

## 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助事業を着手する前に第2の(4)に掲げる省エネ指導等を受診しなければならないこと。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - イ 補助事業に要する額の変更（事業費の額の20パーセント以下の減額を除く。）をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円以下の機械及び器具を除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けてアの財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

## 第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第5号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）

## 第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第6号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）
- エ その他知事が必要と認める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(2)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の3月5日のいずれか早い日まで

## 第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第7号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

## 第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

- ア 概算払請求書（様式第7号）
- イ 資金状況調（様式第4号）

#### 第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

##### (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

##### (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

##### (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、指示の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

#### 附 則

この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。

## 別表

事業の区分	補助の対象	補助率 (額)
静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業 (再エネ設備導入支援)	再エネ設備等の設置	<b>【自家消費型太陽光発電設備】</b> 発電出力×4万円/kW (発電出力は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方)
		<b>【蓄電池設備】</b> 次のいずれか低い額 ①蓄電容量 (定格容量) ×5.3万円/kWh (業務・産業用の場合) 又は ×4.7万円/kWh (家庭用の場合) ②補助対象経費に1/3を乗じて得た額

交付申請書

第 年 月 日  
号

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名

年度において静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業（再エネ設備導入支援）を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

（補助金の概算払を希望する場合）

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

- (1) 金 額 円  
(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

- (1) 金 額 円  
(2) 理 由  
(3) 時 期

口座振替先 金融機関名  
支店名  
口座種別  
口座番号  
口座名義人（カナ）

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名  
作成者 職・氏名

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

（単位：円）

区 分	事業内容	金 額	実施（予定）時期	備 考

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入

（単位：円）

財源区分	予算額	決算額	差引増減	備考
計				

2 支出

（単位：円）

区分	予算額	決算額	差引増減	備考
合計				

（注）変更収支予算書の場合は、変更前の収支予算額を上段に括弧書きし、変更後の収支予算額を下段に記入すること。

資金状況調

区分 月別	収 入			支 出				差引 残高
	県 補助金	自己資金	計	省エネ設備導入支援		計		
				事業費	事務費			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
R7. 3月								
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
R8. 1月								
2月								
3月								
計								

（注） 未経過の月分については、見込額を計上すること。

変更承認申請書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業（再エネ設備導入支援）の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

実績報告書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業（再エネ設備導入支援）が完了したので、関係書類を添えて報告します。

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書 （ 概 算 払 請 求 書 ）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業の補助金（再エネ設備導入支援）として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業（再エネ設備導入支援）の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1. 補助金の確定額

金 円

（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）

2. 補助金の交付申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等

金 円

3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等

金 円

4. 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）

金 円

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

